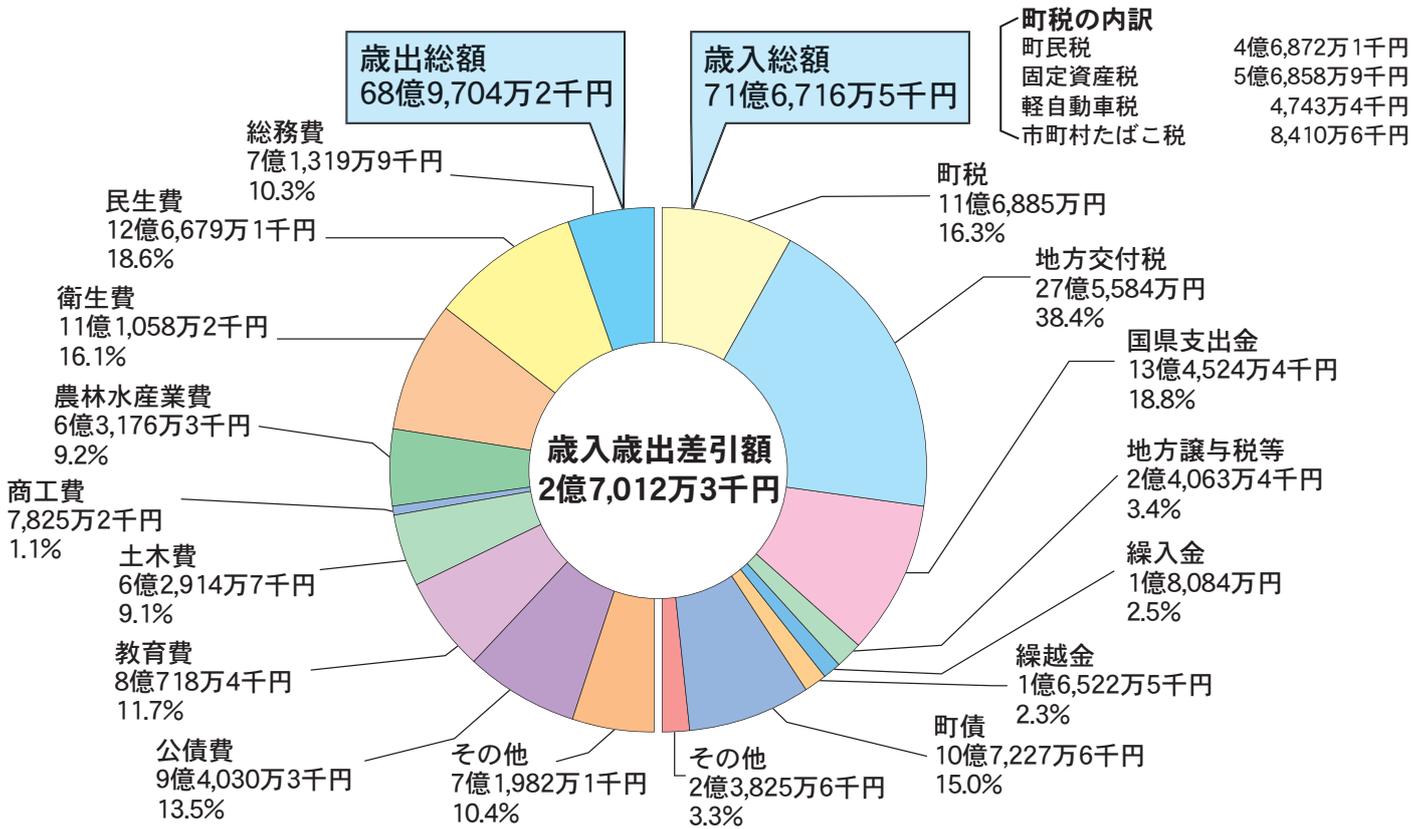


# 平成25年度 決算状況報告

地方自治法第243条の3（水道企業については、地方公営企業法第40条の2）の規定及び大崎町財政状況の公表に関する条例の定めにより、平成25年度の一般会計並びに特別会計の財政状況を次のとおり公表します。

これは、町民の皆さまに納めていただいた税金や国・県からの交付税等の収入及び支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深めていただくために公表しているものです。



町税の内訳	
町民税	4億6,872万1千円
固定資産税	5億6,858万9千円
軽自動車税	4,743万4千円
市町村たばこ税	8,410万6千円

## 用語の解説

### 〔歳入〕

- 町税 町民税や固定資産税など、皆さんに納めていただく税金
- 地方交付税 国税（所得税・たばこ税）として集められた税源のうち、一定の割合の額を、地方公共団体に配分する税金
- 国県支出金 市町村が行う事業に対して国や県から交付されるお金
- 地方譲与税等 地方譲与税、利子割型交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金など
- 繰入金 特別会計や基金などからの収入金
- 繰越金 決算で生じた剰余金
- 町債 国や銀行からの借入金
- その他 特定の事業で利益を受けた人から徴収したお金（分担金、負担金）や、使用料、手数料、財産収入、諸収入など

### 〔歳出〕

- 総務費 庁舎などの維持管理や一般的な管理事務に使うお金
- 民生費 児童や高齢者など社会福祉のために使うお金
- 衛生費 病気の予防や衛生的な生活環境を保持するために使うお金
- 農林水産業費 農林業や水産業の振興のために使うお金
- 商工費 商工業の振興や観光事業のために使うお金
- 土木費 道路や公園などの整備に使うお金
- 教育費 学校教育や社会教育などに使うお金
- 公債費 借りたお金を返すためのお金
- その他 議会費、災害復旧費、消費税